はじめに

今日、ねこに関する苦情や相談が行政や動物愛護団体の窓口に多く持ち込まれています。都市化が進むとねこが増えるといわれますが、犬に比べて散歩の必要もなく、泣き声も静かなねこは都市環境に適した飼養動物であるばかりでなく、私たちの身近にあって毎日の生活に潤いと刺激を与えてくれる存在として今後ますますその飼育数は増えるものと思われます。

ねこに関する苦情相談が多い原因としては、ねこは極めて日常生活に関わり深いことと併せて、国民の動物観やねこに対して持っている人々の感情の違い、飼育環境の地域性、飼育形態やねこの習性に対する理解度、ねこが引き起こしている問題の内容、さらには日頃の近隣関係等が複雑に絡み合って問題が発生していると考えられるもので、容易に社会的合意が得難いことによるものと思われます。

特に、外飼いねこと飼い主のいないねこが混在する場合の対応については悩ましい問題となっています。

ねこに関する苦情、相談の対応は、人と動物の共生というテーマのもとに、 今日の動物愛護推進の上からも重要な課題の一つです。

この報告書は、現在のねこ問題の実態と課題、並びに取り組まれている対策 についての資料を収集し、まとめたものです。

それぞれの自治体において対策を検討するに当たっての参考としてご利用頂ければ幸いです。

ねこの飼養保管の現状

- 1. ねこの飼育に係る法令等の規定
- (1)動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という)(昭和48年10月1日法律第105号)

飼い主の義務として、動物の健康、安全を保持するとともに、人の身体、 財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないように努めること、みだりに繁殖したりしないよう繁殖制限をすること、所有者明示に努めること等、また、都道府県等による措置として、犬又はねこの引取りをその所有者から求められた場合の引取り義務等が規定されている。

(2) 基準

動物愛護管理法に基づき、以下の基準が定められている。

・家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 (平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)

法に定める事項のよるべき基準として、共通基準のほか、ねこの飼養及び 保管に関する基準を定めている。

- ・犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領 (昭和50年4月5日内閣総理大臣決定) 犬及びねこの引取り、負傷動物の収容、保管、処分、死体の処理等につい て定めている。
- (3)条例・規則・要綱

ねこの飼養にあたっての適正飼養、他人への迷惑防止努めることや不妊去 勢の推進等を内容とした条例・規則・要綱を定めている自治体がある。

2. ねこの飼養数

ねこの飼養数は犬のように登録制度がないこと、係留義務がなく、屋外飼養・屋内飼養が混在していること、飼い主のいないねことの識別が困難なこと、複数飼養が多いこと等から実数の把握が難しく、全国的な統計数はないが、ペットフードメーカー60 社で組織するペットフード工業界(東京都中央区、会長:高原利雄)が平成16年度に*新たな調査方法を用いた実数調査によると、ねこの飼育率は15.1%、飼育頭数は1,163万6千頭(昨年度808万7千頭)であり、1,000万頭を超えていることが報告されている。

平成 16 年度全国犬猫飼養率調査 (単位:千頭)

頭数 飼養率 頭数 飼養率 頭数	飼養率
10,370 11.4 % 1,266 3.7 % 11,636	15.1%

(ペットフード工業会調査)

*注 新たな調査方法と昨年度参考値

昨年度までは調査員が面接聴取法にて聞き取り調査を行っていたが、(今回から新たな調査方法(インターネット調査)を導入し、また2人以上世帯と単身世帯に分けて各設問の回答を得ることとした。

ペットフード工業界の調査によると、ねこの飼育数は年々増加傾向にある。 都市化が進むとねこが増えるといわれるが、犬に比べ散歩の必要もなく、 通常は泣き声も静かなねこは都市環境に適した飼養動物であり、単身者も飼いやすい動物であることと、高齢者人口が増えるにつれてねこなどの動物を 伴侶として暮らす人も増えることが予想され、これからも飼育数の増加は続くものと思われる。

3. 飼養場所

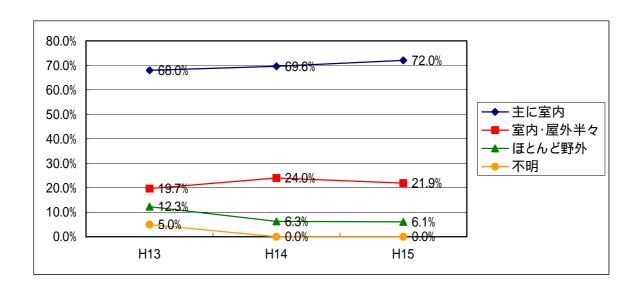
環境省が平成15年に行った動物愛護に関する世論調査によれば、ねこの飼養場所は「室内で飼っている」54.0%、「主に室内で飼うようにしている」22.1%、合わせると76.1%となっている。

また、ペットフード工業界による平成 16 年度の全国調査結果を見ると、ねこを屋内で飼っている率は 73%を超え、「ねこは屋内で飼う」という認識が飼い主の間に定着しつつあることがうかがえる。

(ねこを「飼っている」と答えた者に)

	該	室	, †			
			う主	放	そ	わ
	当	内 で	に 室 し内	飼		か
		飼っ	し内って	ا 7	の	5
	者	Ť	て 飼う	υ _ζ ς		な
	数	る	るよ	17a	他	١١
総数	235 人	54.0%	22.1%	23.8%	-	-

(出典:環境省 平成 15 年動物愛護に関する世論調査)



(出典:平成16年度犬ねこ飼育率全国調査、ペットフード工業会)

4. 引取り・処分数の推移

動物愛護管理法は第 18 条において、「都道府県等は犬及びねこの引取りを求められた場合は、引き取らなければならない」としている(所有者が分からない犬又はねこにも準用)。また、第 19 条には公共の場において疾病にかかったり負傷した犬、ねこ等の動物について通報があった場合については、その動物を収容しなければならないこととされており、この対応については、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置要領」が定められている。

このような規定に基づき、都道府県等において引き取られている犬とねこの数の推移は、図 1、2 に示すとおりである。

これを見ると、犬については、往時の 6 分の 1 に減少する等、目覚しい改善が見られているが、ねこについてはここ十数年、引取り数の減少はわずかである。

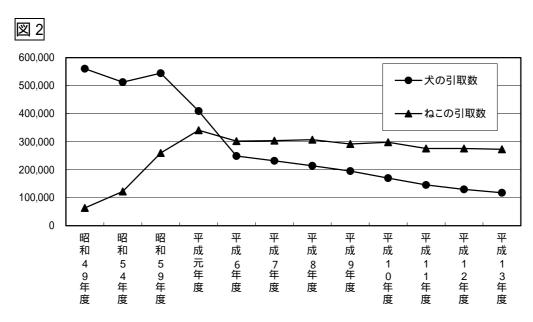
このような差が生じている原因としては主に、犬については、条例に基づいて「係留飼い」が義務付けられているところが多いが、ねこについてはこのような義務づけがなく、外飼い、又は出入り自由の飼い方が少なくないことから、望まない繁殖が生じている結果によるものと考えられる。

引取りを求められるねこを成ねこと子ねこ別に見ると、子ねこの占める割合が高いことが報告されているのはこのことを物語っているものと思われる。

図 1

犬、ねこの引取り数推移対比(全国)

	犬	ねこ
H10	169,878	297,878
H11	145,432	275,791
H12	129,850	275,865
H13	117,399	273,068
H14	108,649	267,710
H15	95,717	264,102



ねこの特性

ねこの特性を理解して、飼育方法に応用することにより、ねこの健康が保たれるとともに、トラブル発生の防止を図ることができると思われる。

家畜化されて数千年しか経っていないねこは、野性的な習性が強く残っており、野生動物としての自由を求める心と家畜としての食住を人に依存する心とが常に同居している動物で、同じペットの代表と見られている犬とは全く似て非なる大きな違いを持った動物であり、この飼養に当たってはまた、ねこと接する場合はこの特性を十分理解しておく必要がある。

ねこの行動範囲

ねこは犬に比べ、はるかに行動半径が小さく、家ねこの空間的広がりとして の範囲は主として自宅とその周辺で、飼い主の家と周辺の庭程度が「ホームレ ンジ」になっている。

メスや去勢されたオスの行動圏は小規模で狭いが、去勢されていないオスは広く、メスの約10倍、野生のネコ類のオスはメスの5倍程度(ターナー博士は3.5~5倍、平均3.5倍ほど)と言われている。

また、オスねこは近所にいるメスねこ数頭を対象に巡回しているとも言われ、 一方、屋内飼いのねこの場合、ホームレンジは家族で暮らす部屋やベランダで ある。

社会生活

犬のようにボスを中心とした順位の明確な社会と違って、ゆるやかな社会を作っている。飼いねこの場合、雌を中心とした群れを作ることが多く、しばしば外部から雄が居付くことがある。

排泄

ねこは排泄場所に土を好むが、犬はねこほど執着しない。排泄後ねこは埋めるが、犬は撒き散らす。ねこはやわらかい砂地、あるいはそれに似た場所で好んで排泄する。

食性・捕食

ねこは単独のハンターであり、自分より小さな動物をハンティングする。そのため、食事回数は多いが、一度にたくさん食べられない。犬は集団でハンティングを行い、自分より大きな動物を倒すことがあり、一度にたくさん食べることができる。

捕食性行動

捕食性行動は、ねこの基本的な種特異的行動の代表である。具体的には、忍び寄る、飛びかかる、前足で押さえつける、咬むといった行動パターンがある。

眼の前で不意に動くものを見せられると、大抵のねこは反射的に飛びかかって組み付いたり、前足で押さえようとしたりするが、動くものに対するこのような反応は、捕食性に由来する行動である。

生殖

ねこは年2~3回の発情がある。交尾排卵なので受胎率が高い。1回3~8頭(平均5頭)を出産すること等から、極めて繁殖率が強い動物である。

マーキング行動

マーキングとは、個体がその居住圏や行動圏において、種特異的な生化学物質であるフェロモンを環境中に残すことにより、自らの存在を同じ種の他の個体に知らせる意味のある行動である。

同じ種に属する動物であれば、それを残した個体の性別や健康状態など、多くの情報を得ることができる。従って、マーキング行動は、なわばりを主張したり、交配相手を探したりする機能を持つ。

マーキングの機能を持つことが示す明らかなねこの行動パターンには、 尿スプレー 顔や体のこすりつけ 爪とぎの3つがある。

鳴き声

子ねこが母親に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母親が子ねこを呼び寄せたりする鳴き声、発情期のオス、メスの誘い合うような鳴き声等、ねこ同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒、威嚇、闘争の鳴き声がある。

毛づくろい(セルフグルーミング)

ねこは獲物に匂いで感づかれないために、清潔にしておく習性がある。

ねこの飼養に係る問題

今日、ねこの飼養に関して発生している問題には次のようなものが挙げられている。

直接的問題

ねこによる被害、迷惑

ねこによる何らかの被害、迷惑を受けたとして多くの苦情、相談が行政窓口に寄せられている。

その主な内容は、「ねこがやってきて糞尿をしていく」、「鳴き声がうるさい (主に夜間や発情期)」、「ゴミを荒らす」、「金魚や小鳥の被害」、「毛によるア レルギーの心配」等々である。

これらの苦情相談はいわゆる生活公害といわれるもので、近隣間の問題といえる。

稀少動物捕食による生態影響のおそれ

近年、外来種などによる生態影響が注目されているが、その中には飼養放棄された飼い主のいないねこによる稀少動物の被害が顕在化している。

(例:沖縄のヤンバルクイナ)

間接的問題

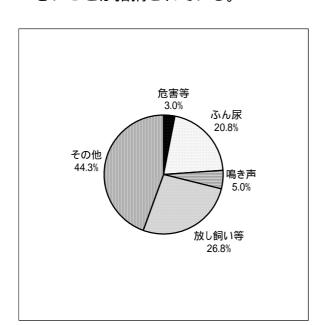
飼い主のいないねこに対する餌やり

環境衛生上の問題と繁殖助長、ひいては野良ねこ増加の一因となることが 指摘されている。

ねこの引取り数や殺処分数の未改善

諸施策の推進にもかかわらず、依然としてねこの引取り数の減少は見られず、財政負担のみならず、動物愛護の面から重要な課題となっている。

引き取られているねこの内容を見ると、野良ねこ由来の子ねこの割合が大きいことが指摘されている。



自治体に寄せられた苦情

年度	苦情等の件数
H10	52,928
H11	56,030
H12	61,831
H13	54,524
H14	52,444

(東京都・横浜市・大阪市・神戸市の合計)

問題への対応

1. 飼いねこ対策

飼いねこ対策として当面考え得るものは、 不妊去勢手術 屋内飼養 個体 登録の徹底である。

(1) 不妊去勢手術

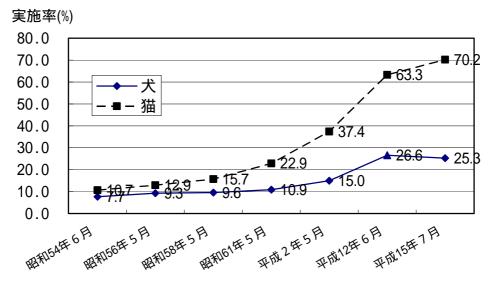
動物愛護管理法は「犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない(20条)」と飼い主の努力義務を定め、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第4の5においても同趣旨の規定をおき、飼養動物の数が増えても、適切な飼養環境の下に終生にわたって飼養が可能であるか、自らの責任で確実に譲渡できる場合以外は不妊・去勢等の繁殖制限措置をすべきものと飼い主の努力義務を定めている。

ねこは繁殖力が極めて強い動物であり、ねこ問題の多くは望まない繁殖に 起因していることから、この不妊去勢手術等の繁殖制限措置の徹底がねこ問 顕解決の優先課題である。

ねこの繁殖制限措置としては、不妊手術、去勢手術、ホルモン投与、雌雄分別飼養等があるが、一般的であり最も確実な方法は不妊・去勢手術である。

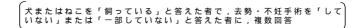
参考 不妊去勢の普及状況

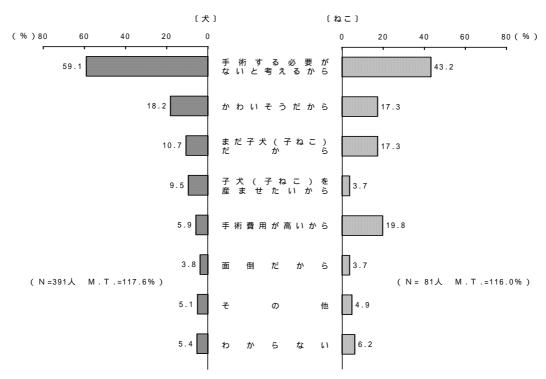
不妊・去勢手術の実施状況(昭和54年~平成15年)



出典:動物愛護に関する世論調査(内閣府)

不妊・去勢手術をしていない理由





出典:動物愛護に関する世論調査(内閣府、H15)

不妊・去勢手術の実際

不妊・去勢手術により過剰繁殖を防ぐことは、「何百・何千もの罪もない命」 を救うことができるばかりでなく、動物の健康管理と行動学的に有益である。

ヒトと動物が共生していくためには、人間社会の中で私たちの庇護なくては 生きていけない彼らの繁殖制限を責任持って、積極的に行う必要がある。

先進諸国では、不妊・去勢手術は当然かつ、スマートなルールとして理解されている。

なお、一般にメスネコに施す不妊手術が重視されがちだが、オスネコに対する去勢手術も大切である。

不妊・去勢手術の方法

不妊手術は、通常卵巣摘出(卵巣のみを切除する)が主流。また、発情中 や妊娠中の個体には卵巣・子宮全摘出手術を行う。

去勢手術は、精巣(睾丸)を摘出する方法なので手術時間も短く、入院せず に当日に帰宅することも可能。開腹しなくてはならないメスねこと比較して 出血も少なく、安全に行える。

早期施術のメリット

不妊・去勢手術は健康な個体であれば、生後 5 ヶ月未満でも可能である。初回発情前に手術する共通のメリットは以下のとおりである。

体重が 1kg になっていれば安全な麻酔剤を正しく選択することが可能で、体重あたりの麻酔剤に使用量も少なく、比較的、安値で経済的である。

手術する傷も小さくて済む。(出血も少ない。)

若いネコは組繊に弾性があるので手術しやすい。

患畜(子ネコ)の不快感が少なく、回復力が早い。

合併症が発現しにくい。

過去に、早期(8ヶ月未満)に去勢手術を行うと F.U.S(ネコ泌尿器症候群)を発生しやすくすると考えられていたが、その後研究が進められ、この疾患は体質的な遺伝が深く関与していることが判明し、処方食や療法食等の餌による体質改善が有効となった。(去勢手術と F.U.S は何ら獣医学的な根拠は成立しない。)

メスねこの不妊手術のメリット

悪性腫瘍から生命を守る。(メスネコの乳腺腫瘍はその9割が悪性腫瘍で、 短期間で悪化し、肺に転移し肺がんを併発、死に至らしめる。)卵巣嚢腫、 子宮蓄膿症、子宮肉膜症などの疾患からネコを守る。

問題行動を抑制する。(メスネコの尿スプレー抑制、ストレス・コントロール:過剰に毛づくろいするのを止める、異常な鳴き声の抑制) 屋外への脱出により、交通事故や感染症の脅威から守る。 近所から、子ねこを出産するなどの苦情を言われない。

オスねこの去勢手術のメリット

1. オスねこの三大問題行動といわれる放浪、ケンカ、マーキング防止に有効 である。

屋外への脱出・放浪による交通事故や感染症を防ぐ。

縄張り争いによる喧嘩傷から感染する伝染性疾恵(FIV:ネコ・エイズ、FeLv:ネコ伝染性白血病、FVR:ネコ伝染性鼻気管支炎等)の感染を防ぐ。

オスねこ特有の尿の強い異臭を抑える。 スプレー行動のコントロール。

2. ストレス・コントロール (ホルモンに誘導されるストレスを軽減することができる。)

デメリット

肥満:

手術後の肥満が手術の副作用のように勘違いされていることがあるが、決してそうではない。

ホルモンバランス:

卵巣や精巣(睾丸)を摘出することによって、ホルモンバランスが崩れてしまうという説もあるが、そうとも言えない。できる限り、早期に不妊・去勢手術を施す方が良いのは確かである。不妊・去勢手術をすることにより中性化し、性的な興味が無くなり、性的な興奮が関連していた活発な縄張り争いや精神的な緊張がなくなる。

したがって、不妊・去勢手術を受けた後では運動量が減り、手術前の同じ 食事量では確実にカロリー・オーバーになってしまう。運動させる工夫も大 切である。

また、年齢や体質にあった餌を選ぶことも大切である。肥満傾向にあるネコ向けのロー・カロリーの餌も市販されている。

不妊去勢手術に関する意見

不妊去勢については、「自然でない」「かわいそう」等の理由により反対意見がある一方、義務化を望む声も強い。義務化については、動物飼養の一般に係る個人規制の領域に入り込むため、現時点では法制上の整理が困難であり、今後この普及について十分な検討が必要である。

不妊去勢に対する主な意見として、以下のものが挙げられる。

去勢、不妊を推奨するのは各個人の問題であり、種の存続と改良に悪影響を及ぼさないか。正しい飼育管理をしている人々に強要する内容では賛成しかねる。まずは、去勢、不妊の正しい知識を普及啓蒙すべきではないか。

飼い主のいないねこの不妊・去勢手術を行うということが本当に動物愛

護なのか、納得がいかない。動物を飼う際の心構えとか、行く末とか、き ちんと考えられる人が増えるような教育が必要。

継続的または断続的な飼養による野良化ねこの繁殖は社会的問題として捉えられており、所有者のみならず占有者及びその他の飼養者に関しても繁殖制限措置の徹底は必要。

野良ねこの繁殖は生態系の均衡を崩し、貴重な小動物を絶滅に追いやったりする。繁殖を目的としないねこには不妊去勢をし、ねこが増えすぎて捨てねことなり、有害動物とされないように努めるのが飼い主の最低限の努めである。

野良ねこも共存共栄受益対象であるべきだが、共生に対する野良ねこへの行政の責務がない。飼いねこは飼い主が適正飼育できるが、野良ねこには不妊の義務化が及んでいない。飼いねこの遺棄者が特定できないので、社会で責任を負うべき。不妊については行政が何らかの(助成金なり)形で責任を持つべきである。

(2)屋内飼養

「家庭動物等の飼養及び保育に関する基準」はねこの飼養保管について"ねこの所有者等は疾病の感染防止、不慮の事故の防止等ねこの健康と安全の保持の観点から屋内飼養に努めること"としている。

ねこを屋内で飼養すれば、ねこの健康と安全を守れるばかりでなく、ねこと共に過ごす時間と触れ合う機会も増え、お互いの繋がりもより親密になり、心豊かに潤いのある生活を送ることが可能である。また、猫を巡るトラブルの多くは、飼いねこが屋外に出て近隣に迷惑を及ぼすことであるから、ねこを屋内だけで飼うようにすれば問題は発生しないことになり、良好な近隣関係を保つことができる。

屋内飼養はねこ本来の自由な行動を妨げ、欲求不満やストレスの原因となり、ねこにとってかわいそうだと考える人もいるが、ねこは餌が十分得られれば特に広い生活空間は必要としない。農村地帯や交通量の少ない郊外や庭付き住宅地などを除いて、ねこの特性をよく理解しながらねこに配慮した環境を整え、不妊去勢手術を実施して飼えば屋内飼養は十分可能であり、ねこのためにも適切な飼養方法といえる。

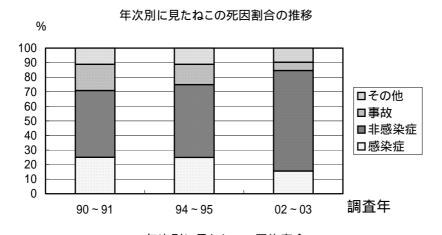
参考

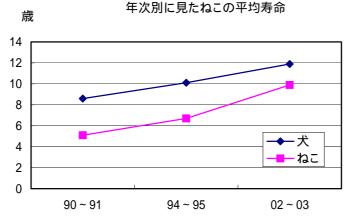
屋内飼養の実際

屋内飼養のメリット

- ・交通事故や感染症を防ぐことができ、長寿となる。(外飼いねこの場合は家の中で飼われているねこに比べると寿命はずっと短く3~4年と言われている。)
- ・他の動物との喧嘩等をすることがない。
- ・他の動物との接触や餌やりの際の共有食器による病気や寄生虫の感染を防止できる。
- ・自由交配による望まない妊娠(不妊・去勢をしていない場合) 不幸ないのち の発生を防止できる。
- ・いじめられたり、誘拐されたりする危険性がない。
- ・拾い食いによる事故等を防止できる。
- ・近隣に迷惑をかけることがなくなり、関係もうまくいき、ねこが屋外で他人 に虐待されることもなくなる。
- ・飼いねこと充実した生活ができる。
- ・ねこの健康状態について細かいフォローが可能になる。

参考





最新調査の対象は、日本小動物 獣医師会所属の121動物病院で、 02年8月~03年7月に死んだ犬 約3200頭、ねこ約1700頭。

屋内飼養の留意点

屋内飼養に当たってはねこの特性と近年の動物行動学的知見を取り入れて、より適正な飼養方法を選択することが必要である。(資料:本文末資料「猫の行動学的特徴と屋内飼養への応用」について参照)

不妊・去勢手術をする。

これは屋内飼養をする場合の必須条件である。

常に清潔なトイレを用意する。(不衛生なトイレをねこは嫌うため) ねこに正しいしつけをする。

トイレのしつけ、名前を呼んだら返事をさせる、「いけない」「ダメ」を 教える、良いことをしたらほめる等。

ねこは犬と異なり、広さより高い場所によじ登ったり下ったりする習性があり、この行動はねこの運動の重要な部分をなしているので、立体的な運動ができるように配慮する。また、ねこが遊べるような遊具を与えたり、外を眺める場所を設けるなどして、気を紛らわせてやることも重要である。例えば、キャットタワーやテレビの上、飾り棚やタンスの上に上がっても良いようにしておく。

ねこから食べ物の要求があったり、「遊び」の要求などがあった場合、できるだけ応えてやり、また、時々話しかけたり、なでたりして愛情深く接してやる。ねこと遊んだり手入れする時間は1日/1回/合計15分以上必要。ねこが嫌がらない程度に、ブラッシングやコーミング(くしで毛をすいてやる)をしてスキンシップを図る。

ねこが過ごしやすい環境をつくる。

ガラス窓越しにねこが太陽光線を十分浴びて日光浴できる場所を確保する。気晴らしに外の景色を安全に眺められるスペースを確保する。

屋内に危険がないかを確かめ、屋内がねこにとって安全である環境をつくる。

ほとんどの観葉植物はねこの食中毒の原因となる。(ねこ用のイネ科牧草のみ与えても良い。)

ねこは見晴らしの良い高いところが好きなので、落下して破損するようなものは片付けておくこと。

家具のクリーナーのような石油製品は急性の化学薬品中毒を引き起こす。 また、家電事故に繋がる電気製品のコードも注意が必要。

ねこが窓の網戸を破って外に脱出しない工夫も必要。

テレビや冷蔵庫の上など、家族を見渡せる居心地の良い場所を占有したがる。台所の調理台やシンク、ガス台などには危険なので飛び上がらせない工夫やしつけが必要。

定期的な健康診断、必要なワクチン接種を動物病院で受ける。

気晴らしに首輪にリードをつけて屋外を抱いて散歩することも有効である。

これまで出入り自由な飼い方で育ったねこの屋内飼養

これまで出入り自由な飼い方で育ってきたねこを明日から家へ閉じ込めると

いうことは難しい場合が多いようである。外にも自由に出られたねこは家の周囲を生活圏として巡回したり、安全な場所を見つけて昼寝をしたり、時には他のねこの侵入を追い払ったりしてきた。

メスねこの生活圏は、家の周囲の比較的狭い範囲だが、オスねこでは地域にいる数頭のメスねこの居場所を巡回して、発情期が来るのを見張っているので、かなりの広範囲を生活圏としている。

このような日常生活をある日突然断たれてしまい、屋内に閉じ込められてしまうのはかなりのストレスとなり、外へ出たいとせがみ、隙があればドアをこじあけて屋外に出ようとする

しかし、今まで「出入り自由」であったねこを引越し等で環境が変わった機会に「屋内飼養」に慣れさせたという例もあるので、こうしたチャンスを生かすのも良い。

この場合の留意点としては、前記のほかに、

必ず不妊・去勢手術をする。(屋外の生活が主体であったねこも不妊・去勢手術のために動物病院へ入院するのを機会にケージ飼いをスタートする。) ホルモンをコントロールすることで問題行動も抑制される。

適切な大きさのケージを用意する。(広さよりも高さを優先する工夫が必要。)

生活に慣れるまで、食餌もトイレもケージの中で済ませ、ねこを室内に出 さない努力をする。これには飼い主が強い忍耐を持ち、屈しないことが大 切。

始めは興奮したりするので、大きめの布やシーツ、毛布などをかけてケージを暗くして落ち着かせるようにする。

猫の行動学的特徴と屋内飼育への応用

参考:「臨床獣医師のための猫の行動学」 (BONNIE V. BEAVER,DVM,MS 森 裕司 監訳)

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
学習	・生まれたばかりの子猫にも学習能力が備わっている。 ・5~6.5 過齢のあいだに人間が手をかけて接すると、その猫は後に見知らぬ人間を恐がることがきわめて少なくなる。 ・若い時から活発さを抑制しないように育てると、落ちついた成猫に成長する。 ・愛情と世話の有無、食物、刺激の強さは学習を成功させる有効な動機付けの要因である。	小さい頃から手をかけて育てることにより、ストレスなく室内で人と一緒に生活することができるようになる。適切な動機付けにより、トイレや食事等のしつけが可能である。
学習による行動の変化	・嫌悪:猫がないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	・ 問題行動の矯正に応用が 可能である。

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
縄張り	 ・猫はマーキングにより、個体識別等の情報を他の猫に提供し、互いの距離を保ちつつ、繁殖活動を調節している。 ・木を引っかく行動には、目にみえるマーカーを付けることと、つめの手入れをするという 2 つの目的がある。 ・尿によるマーキングは、特に去勢していない雄描で傾向が強い。猫がふん便をマーカーとして使うことはめったにない。 	・ つめとぎ用の板を与え、 家具でのつめとぎを防止 する。・ 雄猫の去勢により、尿ス プレーは軽減できる。
トイレ	・子猫には排せつ物を埋めるという生来の行動様式が備わっている。子猫は母親の行動を見習ったりきゅう覚を手がかりに特定のトイレの場所を学習する。 ・猫は本能的に粗い砂に排せつするが、猫自身の学習あるいは特別な訓練によって、別の場所を使わせることも可能である。トイレ箱の中身は、土や粘土から木くずや細断した新聞紙などに比較的簡単に変えることができる。	・ 猫が室内の決められた場 所で 排せつをするようし つけをすることは簡単で ある。
よじ登り	・猫には高い所に登る習性がある。天 井のはり、屋根などによじ登ってか なりの時間を過ごすものがおり、猫 はこういう場所を自分で見つけるの が好きなようである。このように登 る行動は、猫の運動の重要な部分を なしている。	・ 平面的な運動だけでなく 立体的な運動ができるよ うにすることで、ストレス を感じさせないことがで きる。
食事	・餌として野菜を摂っていない猫が、 家の中にある植物を食べることは、 一般的な摂食行動の一つである。	・ 植木をあらされたり、有 毒植物を食べたりしない よう配慮が 必要である。

項目	猫の行動学的特徴	屋内飼育への応用
社交性	・猫は、通常、非社交的な動物とされる。猫が孤独を好むのはたしかだが、小さなグループを形成し仲間同士で協調的行動も見せる。 ・特定のパートナーに対して忠誠心を示し、相手を保護しようとする。 ・社会化期(4週齢~8週齢)はすべたの社会がある。 ・社会的が形成さの時期での社会がいるの種の動物との間に受ける。 ・社会である過程である。 ・社会では、ある個体が持定の時に受けるがいたがいを形成する過程である。 ・社会では、本がとの間にされて、 ・対会である。でなく、 ・対会である。でなく、 ・対との間にされてる。	 複数頭一緒に飼育することも可能である。 猫以外の種の動物と一緒に暮らすためには、社会化期に、適切な環境におくことが重要である。
ストレス	・保定されたり、見知らぬ猫や人がテリーに進入したりすることでうる。排せつ物をうまく埋められない、家を排せつ物ででで、少なが、過食、食欲でなが、過食、食欲でなが、過食、社交的である、慢性的に毛を逆立てるなどの様々な症状が発現する。 ・獲物にそっとであるという機会がないと、この行動に乳があるとがある。 が現れることがある。	 環境変化に対応できるよう配慮する必要がある。 ストレスによる不適切な行動は、他の猫や玩具と一緒に遊ばせるなど、活動を促進させることによって解消できる。

(参考)

屋内飼養に関する意見

ねこの屋内飼養については、ねこの飼育目的、飼育環境の地域性、飼育習慣、ねこの習性等から強い反対意見がある一方、今日多くのねこが置かれている飼育環境と、ねこの健康と安全の保持という愛護の視点から、また、ねこによる迷惑防止の上からも屋内飼養は必要であり、有効であるとの多くの意見もある。

賛成

- ・近所の家のねこの害に手を焼いている。早急にねこの放し飼いを禁止にして欲しい。糞の始末をしない人に罰金を課して欲しい。
- ・ねこに侵入され、糞尿の臭気やガーデニングの植物の被害を受ける住民の 被害も大きい。ねこ侵入防止対策情報の提供等、飼う側、飼わない側の共 存のための対策も強化して欲しい。
- ・ねこは「完全室内飼い」にすること。現代日本は、住宅が密集し交通量も 多い。ねこの放し飼いについてのトラブルや、交通事故の悲劇から愛猫を 守るためにも、完全室内飼いにするのが時代の要請であると思う。
- ・ねこの完全室内飼養の義務付け並びに違反者に対する罰則規定を付加すべ き。
- ・放し飼いのねこは、他人の敷地に侵入し、確実に迷惑をかける。糞尿、毛、鳴き声、ツメトギ、ノミダニ、花壇荒らし、車に傷等…挙げるときりがない。おそらく保健所には、かなりの件数の苦情があるのではないか。また、ねこをよせつけない薬や超音波の機械が売られていうが、これらはどれも効果が無く、費用もかかる。矢の刺さった猫など痛ましい事件もあるが、なかには飼い主が無責任でねこが被害者宅にいたずらをしていたということもあるようだ。ねこはくり返しやってきて迷惑をかける。どこからでも侵入してきて、被害の防ぎようが無い、対策が無い。被害者のつらさは想像を超えるものだ。現状は被害者が泣き寝入りの状態。「周辺環境に応じた」や「努めること」というのは表現があいまいでわかりにくい。放し飼い禁止と、所有者を明確にすることをしっかり「義務化」しなければいつまでも改善されない。

反対

- ・ねこは独立独歩の存在として知られており、他者に強制されることを極度 に嫌う動物である。ねこの屋内飼養はねこの生来有しているねこの性格を 全く無視したもので、現代社会の持っている非人間的な管理体制を押し付 けようとするものであり、それはかえって人間関係をギスギスしたものに していく。
- ・ねこの飼い方は飼い主のプライベートな問題で、行政が一律に規定すべき 事項ではない。また、ねこの健全な成長及びねこ本来の習性に反するとと

- もに、ねこの差別化、虐待につながる。
- ・ねこの危険回避は飼い主のプライベートな問題であり、行政が法律で一律に「屋内飼養」を規定するのは越権行為である。また、屋内飼養は外の野良ねことの差別化を生みかねず、虐待、非難の対象となり、動物愛護管理法の精神である「命を慈しむ」からも問題が生じる恐れがある。
- ・街からねこの姿を消すことは、本体の街の風情を失うもので、ねこを見かけない街をつくることは不安。屋内飼養は人間のエゴである。
- ・ねずみの天敵はねこ、ねこの天敵は犬。昭和30年代に犬の放し飼いが禁じられて以来、天敵を失ったねこの数は増えている。今度は自由に暮らしているねこたちを減らしたら何が起こるか、繁殖力旺盛なネズミを現在止まりの数に押さえているのはねこの働きによると言ってよいのでは。それよりは、人とねこは共に生きられるような工夫をすべきである。
- ・苦情が多いと言うことであっても、それは苦情であって危害や害悪の域に達していないのだから、民事の問題として解決するように行政は案内すべきだと考える。この点でねこの「屋内飼養」をもって適正飼養とすることに強く反対する。ねこが外で日向ぼっこをしていることが違法性を帯びるような社会は決して望まない。
- ・ホームレスのねこ達に避妊・去勢手術をしている者である。どこの組織、 グループにも属さず、家族だけでやっている。「ねこは家の中で飼う」こと になれば、ホームレスのねこ達は違法な存在として殺されるのでしょうか。

(3) 所有者明示

動物愛護管理法は「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係る ものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならな い」(第5条第3項)と、動物の所有者を明示する努力義務を定めている。

飼い主を明示することは飼い主責任を明らかにするとともに、ねこに対する 飼い主の愛情のあかしともいえるものである。

屋内でしか生活しないねこであっても、外に出てしまった場合や災害時等に 備えて身元の表示をすることが望ましい。

なお、平成14年に改訂された「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、初めてねこの室内飼養を推奨する規定が盛り込まれた。ただし、現実には開放的な造りの家屋が多く、田畑や敷地も広い地方部では室内飼養の徹底は困難である。

地域で支える飼い主のいないねこ = 地域ねここそ、交通事故や病気で死亡したりする例が多いため、確実な個体識別措置が必要である。生存率や定着率についてモニターすることにより、苦情の発生を未然に防ぐことが可能となる。それぞれの個体の写真や毛色やその配色について、なるべく克明な記録を残す必要がある。

参考 1

所有者明示の方法とその特徴

1.「首輪+名札」

首輪:目立つ色の皮製。(石油製品でないこと、一枚皮の天然素材がよい。) 首輪に小さな名札(タグ)をつける。

世間の持つイメージは、「ねこが首輪をするとひっかけて、首を吊るのでは?」というものである。東京都が実施した「地域ねこ推進計画」では延べ10団体について協力事業を展開したが、対象ねこで首輪を手術後装着したもので、同様の首を吊るといった例は報告されていない。

しかし、緩めの首輪は危険である。隙は指1本(人指し指)~1.5本(小指、薬指)が適正である。

首輪が緩いと肩を抜いてタスキがけのようになり、ビニール製の首輪で 大怪我をしたねこの例もある。

2.「耳ピアス:ビーズ」

若齢のねこについては、成長により首周りのサイズが大きくなることを想定し、愛護団体の要望により耳ピアスを実施したが、不妊・去勢手術後入院中に後ろ肢でキックして 3 日間でピアスのビーズを外してしまった例がある。他の愛護活動団体からも同様の意見があった。また、そのために、耳が裂けるなどの問題もある。

3.「V字カット」

欧州などで一般に行われている方法。不妊・去勢手術後、耳先端の出血の少ない部分をV字に切り込み、消毒や止血を行う。外観で判断できるが、ケンカ傷と判別しにくいという意見もある。

4. 「パンチ:4mm 穴あけ」

∨字カット同様、耳の血管の少ない部分を透かして見てパンチング(穴開け)し、消毒と止血を行う。外観で判別できる

5. 「タトゥー(刺青)」

諸外国で応用されている。

不妊手術をしたメスの場合 Sと耳内側に刻印する。

去勢手術をしたオスの場合 Cと耳内側に刻印する。

外観での識別は察易ではない。ネコを捕まえて耳内側の文字を確認することになる。安価で個体識別も可能。

6.「マイクロチップの皮下への埋めこみ」

利点

- 1)マイクロチップは一度埋め込めば、生涯外れること、消失することはほとんどないので、個体確認に対する効果が大きい。
- 2)マイクロチップは、ペットの寿命よりも長持ちするので、ペットが生き ている間に交換する必要がない。
- 3)マイクロチップに埋め込まれている ID 番号は変更不可能。
- 4)迅速で正確なデータの読み取りが可能。
- 5)麻酔なしで、容易にペットの皮下に挿入できる。
- 6)標準化されているので、広域的対応が可能である。
- 7)読み取ったID番号を直接コンピューターに入力できるので、入力ミスが少ない。
- 8)飼い主の名前と電話番号等の情報もデータベースに登録が可能。(多くの情報の登録が可能)
- 9)日本は島国であり、動物の移動も制限されるので、全国的な検索システムが構築されれば、保護された時の飼い主返還率が飛躍的に高まる。 問題点
- 1)外部から挿入の有無の識別が不可能。
- 2)専用の読取器(リーダー)が必要。

参考 2

所有者明示に関する意見

所有者明示(個体識別)は、ねこの登録制につながり、屋内飼養の徹底と併せて野良ねこの捕獲処分につながるとして反対の声がある一方、飼い主の責任と自覚を促し、迷惑防止に有効であるとの賛成の声がある。

- ・飼われているねこには不妊去勢をし、安易な遺棄を防止するため、マイク ロチップや登録制(強制)とすべき。
- ・ねこは野良が多すぎるので、犬同様、許可制にし、首輪をつけ、去勢手術 をし、守らない人は罰金とし、罰する。
- ・ねこの室内飼育と名札の徹底は、大事なことだと思う。啓発について地方

自治体とともに、広く啓発に努めていく必要がある。捨てねこを減らして いくため登録制を義務づけ、飼育指導をしていくことが一番よいのではな いか。

- ・飼い犬、飼いねこその他自力で外出可能な動物に対してその所有を明らか にすることは、やはり飼い主の初歩的な責務と考えるべき。
- ・マイクロチップを装着した場合、動物を捨てるときに皮膚を切り裂き、チップを取り除くような虐待を起こす懸念がある。

2. 野良ねこ(飼い主のいないねこ)への対応

野良ねこへの対応に関しては、国民の動物観、ねこに対して持っている感情、 地域事情、ねこの引き起こしている問題の内容、近隣関係等が複雑に絡んでお り、簡単に一括りにできる問題ではないが、この対策を考える上での基本的視 点として街中の野良ねこの存在を否定的に考える視点と容認的に考える視点と に分けての対策が考えられる。

(1) 否定的視点からの対応

現実に存在している野良ねこに対してその存在を否定的に考える視点からの対策としては、捕獲収容による減少を図る方法と、餌やり行為の禁止がある。

捕獲・収容

野良ねこに対しては、その危害、迷惑予防の立場から、強制的に行政による捕獲収容を行うべきであるとの意見があるが、屋外飼養のねこと野良ねことの区別が困難であること、また、無主物である野良ねこの捕獲は法的に禁止されている行為ではないが、犬に比べて公権力により捕獲しなければならない理由に乏しく、また、その飼養形態や添景(風景の一部)として野良ねこの存在を肯定する声が少なくないこと等から、その是非については法制上の明確な規定がないこと、国民的合意形成ができていないのが現状である。餌やり行為の指導

飼い主のいないねこ(野良ねこ)の多くは人から餌やりを受けていると見られる。戸外で生活する野良ねこは屋内飼養のねこに比べ、感染症、交通事故、栄養等の関係から寿命が極めて短いため、飼いねこの適正飼養(不妊去勢、屋内飼養の励行)と餌やり行為の禁止が普及すれば、次第に減少すると考えられる。

餌やりの是非については、野生鳥獣の餌付けの場合と異なり、不適切な行為として単純に整理できないことから、その是非について合意形成が出来ていないのが現状である。



餌やりに関する意見

野良ねこに対する餌やりについては、賛否両論あるが、共生を目指した地域 的取組みについて合意が得られているところがある。

- ・ねこは好きで野良ねこになっているわけではなく、責任は捨てた人間にある。 できる範囲でできることをやるのは、人として当然の努め。
- ・劣悪な条件下にある野良ねこを見て、せめて餌だけでもあげたい、というの は、人としてのごく自然な感情。餓死等を見過ごすことは困難。
- ・野良ねこであっても命あるものであることから、みだりに捕獲(殺処分)してはならないし、お腹を空かしている野良ねこに餌を与えるのも人間として極めて自然な行為である。
- ・動物が嫌いな人は、餌を与えなければねこはいなくなると言うけれど、気ま ぐれに子ねこを飼い、遊ぶのに飽きるとごみのように捨てる無責任な人がい ちばん悪い。
- ・「ねこが歩きまわらないきれいな町づくりを」などといっている人があるようだが、なぜこんな風に言われるのか。最近はとみにねこ好きの人の声より、ねこ嫌いの人の声の方が大きく聞こえてくるような世の中になりつつあるようだが、そのような所でねこが生きていくにはねこだけの力では無理ではないか。かわいそうなねこに餌を与えることはいいことだが、それだけではかわいそうなねこの数は減らないだろう。かわいそうなねこを少しでも良い方に引き上げるにはどうしたらよいか、それぞれの場所で工夫や努力をしてみるべきである。
- ・野良ねこの糞尿に、大変困惑している。不衛生極まりない状態で、精神的苦痛を与えられている。これまで様々な手段を取ってきたが、どれも効果は得られず、ノイローゼ状態である。餌を与えている人は、個人が自己満足、自己陶酔しているだけであって、この犠牲になっている地域住民はいったいどうなるのか。狂犬病防止のような法をまず、野良ねこにも作っていただきたい。
- ・野良ねこが必要以上に定着。繁殖することになり、そのふんや尿などでの迷惑被害が増える。
- ・不妊処置等の飼育者責任を果たさない状況での安易な飼養は、野良ねことい う不幸なねこをいたずらに増やしていくだけ。
- ・餌やりだけをして糞尿の始末などをしないことは、ある意味において自己満 足に過ぎず無責任。餌をやるのであれば、自宅に連れて行って飼養すべき。
- ・飼養保管を適切にできない状況において、一時的な感情に流されて餌をやることは、無責任な行為であるととともに、野良ねこという不幸な存在をさらに増やすことになってしまうので、自宅等で飼養保管できない限り、餌を与えるべきではない。

(2)容認的視点からの対応

餌やリルールの確立と遵守

餌やり行為が近隣住民から容認されるためには次のようなルールが確立、 遵守されることが必要である。

- 1) エサをやる曜日や時間帯を決める。
- 2)後片付けを必ずする。
- 3) 糞ひろいなどの環境美化や衛生に気を付ける。
- 4) 不妊・去勢手術を積極的に行い、繁殖制限措置をする。
- 5) 餌を与え、面倒をみているネコに積極的に首輪やタグ等の標識物を装着 する。

地域住民による共同飼養管理

現実に存在している飼い主のいないねこについて、地域に住む人が適正に管理し、共存、共生を図っていこうとするもので、具体的方法は地域特性や地域住民の意見に基づいて、住民主導によりルール作りが行われ、事業に取り組む態勢の確立が必要である。

地域ねこ

いわゆる野良ねこ(特定の飼主がなく、公園や市街地等に住みつき、人から餌をもらったり、ごみを漁るなどして生活しているねこ)を適切に飼養・管理するために、地域の人の合意と協力のもとで共同飼養する活動のことである。共同飼養の主体となるのは、地域のボランティア団体等であることが多い。このボランティア団体等が実際に行う事業としては、これ以上増えないように不妊去勢手術を行うこと、餌を与えること、ふんの掃除を適正に行うこと等が中心となる。野良ねこであってもできるだけ生存の機会を与えること、野良ねこによる人への迷惑を防止すること等が考え方の基本となっている。

現在、この地域ねこ活動は、動物の愛護管理にも配慮した野良ねこ対策の 一手段として一定の評価を得ている。しかし、面倒を見てくれるという認識 が広がると安易にねこを捨てる人が増えるのではないか、ねこの糞尿によっ て汚染された公園の砂場などで動物由来感染症が発生した場合の責任は誰が とるのか、費用面・労力面における相当程度の負担を負い続けることができ るのか、などといった課題も存在する。

一部地域での取組み事例が見られるが、一般(全国展開)には至っていない。

推進の方策

地域ねこ事業を推進する方策のメニューとしては、事例集の作成、ガイドラインの作成、協定制度の創設等が考えられる。

いずれにしろ、地域ねこ事業を行おうとする各地域において、野良ねこの 取扱いに関する「自主的なルール(申し合わせ)」が何らかの形で明確になる ことは、野良ねこを保護しようとする愛護団体、野良ねこから迷惑被害を受 けている地域住民との間において生じがちな摩擦が軽減されるとともに、野 良ねこの飼養管理についての責任の所在が明確になるといった利点がある。 また、このことにより、不妊去勢手術等への助成金の交付等の行政的支援措 置が講じやすい環境条件が整備されるといった利点もある。

ただし、ルール(申し合わせ)づくりに際しては、地元自治体の指導・助言や仲介等が期待されることから、自治体業務の一定程度の負担増が生じることとなる。